

## 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （認定調査等への協力）

第1条 甲は、千葉市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

### （認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に伺い、住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況の調査
- （2）り災証明について市民からの相談の補助
- （3）建物滅失登記申請手続に関する相談
- （4）土地境界復元等に関する相談

### （費用の負担）

第3条 甲は、第1条の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

### （研修会への参加）

第4条 甲が家屋被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

### （秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

(この協定に定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（千葉市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年 9月 5日